

平成 30 年米原市竜巻災害義援金募集要綱

日本赤十字社

1 趣旨

平成 30 年 6 月 29 日に発生した竜巻と推定される突風により、滋賀県で甚大な被害をもたらしていることから、滋賀県からの要請を受け、日本赤十字社ではこの災害により被災された方々を支援し、生活再建の一助とするため、義援金の募集を行うものである。

2 義援金の名称

平成 30 年米原市竜巻災害義援金

3 募集期間

平成 30 年 7 月 6 日（金）から平成 30 年 9 月 28 日（金）まで

4 義援金の振込窓口について

(1) ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00170-3-603891	日赤平成 30 年米原市 竜巻災害義援金

※ 窓口での振り込みの場合は、振込手数料は免除される。

(ATM による通常払込みおよびゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかる。)

(2) 都市銀行

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	普通預金「2787543」	日本赤十字社 (ニホンセキジュ ウジシャ)
三菱 UFJ 銀行	やまびこ支店	普通預金「2105536」	
みずほ銀行	クヌギ支店	普通預金「0620391」	

※ 金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(3) 滋賀県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
滋賀銀行	県庁支店	普通預金「523392」	日本赤十字社滋賀県支 部長 三日月 大造 (ミカヅキ タイゾウ)

※ 金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。

併せて、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

6 受領証の発行

ゆうちょ銀行の振込用紙の半券や金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができる。この場合における税の申告手続きの際は、義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類（本募集要綱など）の添付などが必要になる。

なお、受領証の代用となる書類がない場合や半券等を紛失された場合などにおいて、寄付者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合、申し出により、後日受領証を発送する。

※ 受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄付者、②寄付した日、③寄付金額、④寄付先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかにされているものに限られる。

7 義援金の配分

日本赤十字社に送金された義援金は、被災県の行政、共同募金会、日本赤十字社支部等で構成される義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会で決定された配分基準に基づき、被災地の各市町村を通じて被災者に配分される。

8 その他

上記記載の口座は、義援金のみを取り扱うこととする。

【問い合わせ先】

日本赤十字社 事業局 パートナーシップ推進部

TEL : 03-3437-7081